

令和2年度第6回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年9月10日(木)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	16番 富田行博委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 佐々木知俊委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 高田主幹 石岡主任 石田主任
傍聴人	3名
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答  
について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第6回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号13番の田子委員と議席番号14番の田中委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、富田委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので

議決を求めます。

それでは4ページ、番号19の淀江町淀江から番号22の尾高について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所は画面に表示しますのでスクリーンをご覧ください。

番号19の淀江町佐陀について説明します。申請地は、〇〇の南に位置する田1筆、1,188平方メートルの農地です。受人の希望により所有者とこの度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は98アールです。

次に20番の上福原について説明します。申請地は〇〇の北西に位置する田2筆合計1,596平方メートルの農地です、譲渡人が耕作者とこの度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は150アールです。

次に21番議案に使用貸借の期限の追記をお願いします。使用期限は令和7年7月31日までですので追記をお願いします。

21番及び22番の尾高について説明します。申請地は全て〇〇北に位置します。議案番号21は使用貸借、畑2筆、1453平方メートル、議案番号22は売買、畑2筆、174.46平方メートルの農地です。遠方に居住する叔父の農地を令和7年7月31日まで使用貸借するもので、近隣農地の所有者である譲受人に譲渡人から相談がありこの度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は40アールです。

3条許可案件は以上4件です。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（田邊会長）

番号19の淀江町淀江について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 長澤推進委員

3条19番について補足します。現地調査は8月20日。調査は富田委員と長澤推進委員で行いました。許可について問題無いと考えますのでよろしくをお願いします。

#### 議長（田邊会長）

番号20の上福原について、担当委員から補足があればお願いします。

#### 船越農業委員

20番の議案について補足します。現地調査は8月21日に船越委員、影嶋推進委員で行いました。譲受人は専業農家であり、申請地の一部について既に小作権を有して作付けを行っています。許可に関しては特段問題無いと考えますので審議よろしくをお願いします。

#### 議長（田邊会長）

番号21の尾高と番号22の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 中本農業委員

番号21と22の議案について補足します。現地調査は、8月25日に中本農業委員、関本農業委員、尾坂推進委員、事務局で行いました。内容は事務局説明のとおりです。21番は叔父の農地を借りるという事ですが、現在柿が植えてあり、これを管理していくということです。22番は売買でして、ハウスの隣で露地栽培を行いたいとのことで申請されたものです。許可については何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

そうしますと、番号19から番号22について事務局、担当委員さんから説明していただきました。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

議長（田邊会長）

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号6の夜見町と8ページ、議案第3号番号58について、関連しますので一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

それでは説明します。4条関係が番号6の夜見町で5条関係が8ページ議案第3号番号58となっています。相続により取得した農地に共有名義の住宅を建設するという事で、相続した方が4条、相続した方の配偶者が5条という申請です。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、住宅の建設を計画したものです。9月1日に竹中農業委員、西村推進委員と現地確認を行っています。造成は、最大15センチの盛り土造成を行います。擁壁として隣地境界にL型擁壁40センチのものを設置するという事です。雨水は、既設道路の側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は、合併浄化槽から道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認済です。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号7の二本木について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

能登路推進委員

7番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、駐車場を計画したものです。能登路推進委員と事務局で現地確認を行いました。造成は、10センチから30センチの盛り土をして碎石を敷く計画です。流出防止措置として、周囲に高さ20センチのコンクリートブロックを置きます。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水は発生しません。隣接耕作者は今亡くなっておりますけども、その方の奥さんの同意を得ています。実行組合同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認済です。農地区分は500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地であり、第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号8の淀江町今津について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 池口推進委員

8番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、自治会で使用するゴミ置場の設置を計画したものです。本件は、追認案件となります。9月7日に富田農業委員、池口推進委員と現地確認を行いました。造成は行わず、現状のまま利用します。コンクリートブロックの土台が敷いてある状態です。雨水の排水は、自然流下させ既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接農地は自作地のみで、同意は必要ありません。実行組合同意を確認済です。土地改良区は該当ありません。農地区分は、管理設道路沿道の区域であり、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号59の和田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 米澤推進委員

59番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は住宅の建設です。9月2日に井田農業委員、米澤推進委員と現地確認を行いました。場所は和田町の畑141平方メートルの所です。隣は両親が住む実家です。譲受人は現在、両親と同居しており、将来の両親の介護、また住宅が古くなったため、将来の人生設計を考えて、隣地に住宅を計画したものです。

造成計画は、現状のまま利用する計画です。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック20センチのものを2段設置します。雨水の排水は、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は、合併浄化槽から道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合、米川土地改良区の同意を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号60の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

60番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、進入路を計画したものです。本件は、8月議案の5条申請第52番で申請があった一般住宅への進入路です。当初の区画割が変更になり、新たに幅員1メートルの進入路を追加し、幅員6メートルの進入路にするものでございます。8月31日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、5センチから48.5センチの盛土造成を行います。雨水の排水は、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合、米川土地改良区の同意を確認しています。隣接農地は自作地です。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号61の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

61番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建設です。9月7日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、40センチから53センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁を設置します。雨水排水は、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接農地耕作者、実行組合、米川土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、管理設道路沿道の区域で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ、番号62から番号64の上福原について、関連しますので一括審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 船越農業委員

62番、63番、64番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は、元〇〇の南側になります〇〇という所があるのですが、その一画です。3件合わせて2,373平方メートルになりますけど、ここを駐車場にするという目的です。50センチの盛土をして、その上に砂利を敷くという事です。雨水は地下浸透です。境界に用水路がありますが、そこは敷設しないという事であり問題ありません。隣接農地の許可もっております。米川土地改良区、実行組合は福生6区の実行組合と中島の実行組合の了解もっております。隣接住宅の許可もっておりますので問題ありません。以上です。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号65の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 大東推進委員

65番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、駐車場を計画したものです。8月31日に船越農業委員、大東推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大100センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁を設置します。雨水については、敷地内溜桝から道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者、実行組合、米川土地改良区の同意を確認しております。農地区分は500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ、番号66の二本木について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

能登路推進委員

66番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建設を計画したものです。9月3日に能登路推進委員が現地確認を行いました。造成計画は転圧をして下がった分だけ盛土を行う計画です。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック20センチのものを2段から3段設置します。雨水の排水について、新設道路側溝に流す計画で問題ありません。汚水は、農業集落排水に接続する計画で問題ありません。箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。隣接耕作者と実行組合長の同意はありませんが、これには理由書が添付されております。隣接耕作者、実行組合長ともに同じ方ですが、隣接同意は申請者との間で過去にトラブルがあった経緯から同意できないとのことで、実行組合の排水水路に関し何らかの事故があったとき同意しかねるという実行組合長の話で同意できないということです。その地区の自治会長の同意は確認しております。この水路については、当集落ではこの水路を使って耕作する水はありません。下流の実行組合の方がその水路を使って耕作しておりますので、その隣の下流地区の実行組合長の同意を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま。ただ、隣接耕作者と実行組合長の同意は得られていません。以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

井田農業委員

実行組合長の同意と自治会長の同意というのは、どういうふうが違うのでしょうか。

議長（田邊会長）

水路の水を実行組合が使っていきますので、基本的には実行組合長の同意をとるのが通常だと思います。今回、その地区の実行組合長とトラブルが以前にあったようです。ただその水路の水を使うのはその下流の実行組合が使いますので、その下流の実行組合長の許可を貰っているという事で今説明しました。

井田農業委員

分かりました。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号67の河岡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

67番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅の建設を計画したものです。9月3日に高橋農業委員、福島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は10センチから20センチの盛土を行い、流出防止措置として隣地境界に土羽打を行います。雨水は、既設道路側溝へ流す計画で問題はありません。汚水は、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者同意は、隣が自作地のため不要です。実行組合同意を確認しています。土地改良区は該当しないため不要です。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号68の淀江町佐陀について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

#### 長澤推進委員

68番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、住宅の建設を計画したものです。8月20日に富田農業委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大50センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にフェンスおよびコンクリートブロック60センチのものを設置します。雨水の排水は、既設道路側溝へ流す計画で問題はありません。汚水は、公共下水道へ流す計画で問題はありません。隣接農地はありません。実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当がないため不要です。農地区分は、管理設道路沿道の区域で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、11ページ、議案第4号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、14ページ番号9-1から24ページ番号9-52までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

14ページ番号9-1から9-9は新規設定です。15ページ番号9-10は再設定です。16ページ番号9-11から9-13は新規設定です。番号9-14は再設定です。17ページ番号9-15から9-24は新規設定です。19ページ番号9-25及び9-26は再設定です。番号9-27から9-52は新規設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、26ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号9-1から28ページ番号9-13までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

26ページ番号9-1から27ページ番号9-13まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので9件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で1件、Dは期間満了による更新で3件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、31ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、32ページ番号1から34ページ番号7までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。32ページ番号1から34ページ番号7については、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

37ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、38ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、39ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について4件を受理しています。

次に、40ページの非農地転用現況証明について、2件を証明しています。

次に、41ページから42ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して2件を回答しています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

池口推進委員

去年の11月か12月頃、トラクターの幅170センチ以上のものは、大特特殊免許を取らなければならなくなりました。それは、自動車学校や試験場で取るのですが、10万7000円かかります。それで、農協から1万円補助が出ますが、米子市からは出ません。大山町は3万円補助を出しています。米子市もそれくらいの配慮してもらわないと、農機は高いし10万円もかかったら、やっていけません。

議長（田邊会長）

また話をしてみます。

他にございせんか。

事務報告について事務局からお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてご説明します。米子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、平成29年12月11日に米子市農業委員会において制定し現在に至っていますが、農業委員及び推進委員の改選期である令和2年度に検

証・見直しを行う予定としています。赤修正した見直し案につきまして、別紙意見シートにご意見をいただき、9月18日(金)までに同封の返信用封筒で事務局までご提出いただきますようお願いいたします。ご提出いただいた意見シートを元に、運営特別部会で改定案を検討し、10月又は11月総会に議案としてお諮りいただく予定としています。

続きまして、10月定例総会につきましては、10月9日(金)米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、9月の農地相談は、令和2年9月24日(木)午後2時から大篠津公民館で行います。

次に、9月分の活動実績報告書ですが、10月5日(月)までにご提出いただきますと助かります。

私からは以上です。

議長(田邊会長)

これを持ちまして、第6回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時30分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員